

自主防災組織結成の手引き～みずからの地域をみずからの手で守るために～

比較的災害が少ないといわれる広島県でも、近年、地震や台風、豪雨などで多くの尊い命や貴重な財産が失われています。

県や市町村をはじめとする各防災機関は、災害に備えてさまざまな対策を実施しておりますが、実際大規模災害が発生した場合、その被害を最小限に食い止めるには、地域の皆さんによる防災活動が不可欠です。

「自主防災組織」は、そのような地域の活動を効果的に行うための組織です。

今、「自主防災組織」の活動への積極的な取り組みが求められています。



目次

1.自主防災組織とは？

2.自主防災組織はなぜ必要か？

3.組織づくりの方法

- (1) 自主防災組織というための要件
- (2) 適正な組織の規模
- (3) 具体的な結成の手順

4.組織の主な活動内容

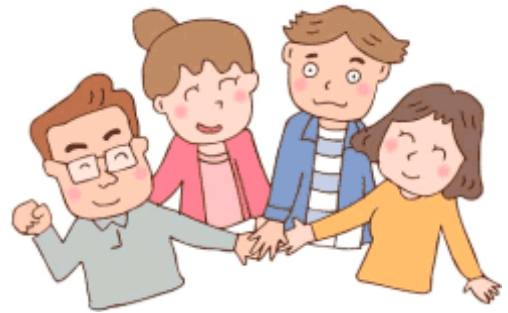
- (1) 平常時の活動
- (2) 災害時の活動

5.資料編

- (1) 災害対策基本法(抜粋)
- (2) 自主防災組織規約(例)
- (3) 自主防災組織防災計画(例)
- (4) 自主防災組織への助成制度

1.自主防災組織とは？

- 自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のことを言います。
- 具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行います。



2.自主防災組織はなぜ必要か？

- 大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。このような時、住民が一致協力し、地域ぐるみで取り組むことで有効な対策をとることができます。ここに自主防災組織の必要性があります。
- 阪神・淡路大震災では、救出された人たちの6割が、近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されています。



広島県の自主防災組織

- 広島県では、2,137 団体の自主防災組織があり、県内全世帯の56.5%に当たる 650,062 世帯が加入しています。
- (平成15年4月現在)

3.組織づくりの方法

(1) 自主防災組織というための要件



- 自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。
- 市町村役場や消防署に、許可申請や届出などの手続きを行う必要はありません。しかし、防災活動を行うには、市町村や消防機関との連携が必要なため、市町村役場や消防署に組織の結成を知らせておくことは必要です。

(2) 適正な組織の規模

- 自主防災組織は、地理的条件、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。
- そのため、自主防災組織の多くは、町内会や自治会、小学校の校区ごとに結成されています。



(3) 具体的な結成の手順

- 自主防災組織を結成する方法としては、大きく次の2つの方法があります。

1

町内会や自治会など
既存の組織を
活用して結成する方法

2

既存の組織と
関係なく、新たに
メンバーを集めて
結成する方法

【市町村役場へ積極的に相談を】

自主防災組織を結成しようと意欲を持ったとしても、具体的にどうしていいかわからないという声がよく聞かれます。このような時は、お住まいの市町村役場の防災担当窓口にご相談ください。

▼町内会や自治会を活用して結成する方法を例として、結成の具体的な手順を紹介します。

START

自主防災組織の結成について、町内会や自治会に提案する。

結成準備を行う担当者を決める。

(防災活動の経験がある人を選ぶのが望ましい)

自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) <u>組織のかたちの決定</u> | (4) <u>規約案の作成</u> |
| (2) <u>組織の編成案の作成</u> | (5) <u>活動計画案の作成</u> |
| (3) <u>役員の人選</u> | (6) <u>収支見込み</u> |

役員会でよく話し合い、よりよい案に修正する。



役員会で案の了承を得る。

町内会や自治会の総会で、討議、可決する

自主防災組織の結成



▼前ページの基本的事項について個別に説明します。

(1) 組織のかたちの決定

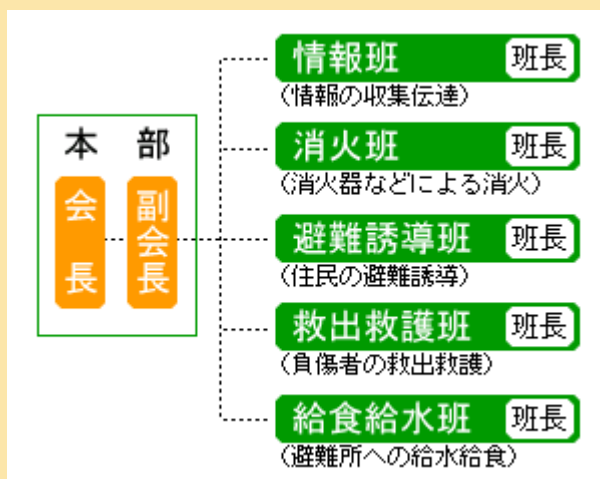
- 町内会や自治会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。
- どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち(町内会を例として)】

型	説明	役員構成
重複型	町内会の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	町内会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	町内会の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	町内会役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
別組織型	町内会が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

(2) 組織の編成案の作成

- 自主防災組織の一般的な編成(組織図)と役割は、次のとおりです



- このほか、地域の実情に応じ、水防班、巡視班などの設置も考えられます。

(3) 役員の人選

- 組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員、特に班長には防災活動の経験がある人が望ましく、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。

(4) 規約案の作成

- 自主防災組織が組織として活動するには、規約を定める必要があります。
- 規約を定める方法としては、次の2つの方法が考えられます。

1

新たに自主防災組織の
規約を定める方法
(8ページの資料を参照)

2

町内会や自治会などの
規約を改正して
対応する方法

規約に
盛り込む
べき項目

組織の
名称 目的

事業

役員
の
選任方法
任期

会議
(総会、役員会)

会員

経費に
関すること

(5) 活動計画案の作成

- 年間活動計画の案をたてます。
防災活動は多岐にわたりますので、できるところから少しずつ取り組みましょう。
- 町内会や自治会の行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うのも、取り組みやすさ、予算の面からも有効な方法です。

(1) 行事予定

- 5月〇日 役員会, 総会
- 6月〇日 防災訓練
- 9月〇日 〇〇市総合防災訓練参加
- 12月〇日 防災講演会の実施

(2) その他の活動

- 自主防災新聞の発行
(町内会報と同時発行)





(6) 収支見込み

- 自主防災組織の活動に要する経費について、収支の見込みを出します。
- 方法を工夫することで、経費をかけずに活動することもできますので、収支見込みをたてる際は、地域実情、活動内容をよく検討した上でたてましょう。

4.組織の主な活動内容

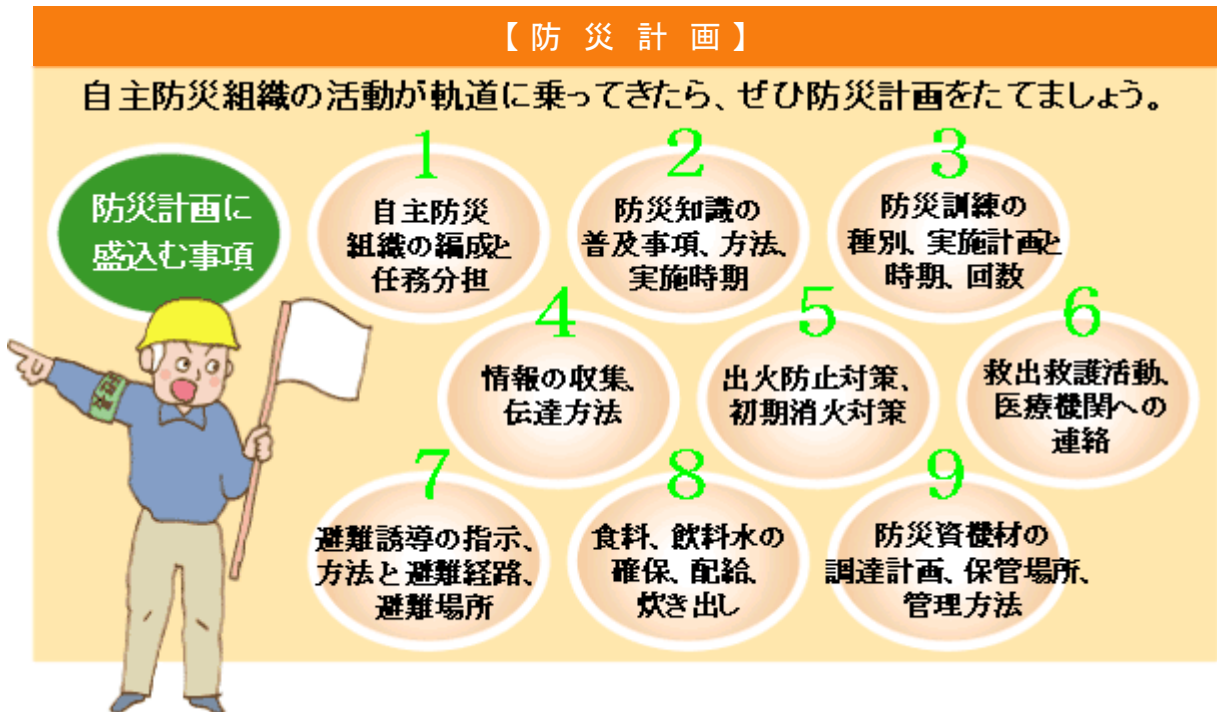
(1) 平常時の活動

項目	具体的な活動内容	備考
1.災害に備えるための活動	<ul style="list-style-type: none">●防災資機材の整備●備蓄品の管理	
2.災害による被害を防ぐための活動	<ul style="list-style-type: none">●地域の危険箇所の把握●地域の避難路、避難場所の把握●防災マップの作成 	防災機関で、これらの見本やチェックリストを作成しているところがありますので、確認してみましょう。
3.災害時の活動の習得	<ul style="list-style-type: none">●消火訓練●避難訓練●給食給水訓練 	特別な訓練を行わなくても、町内運動会などの行事内容を工夫することで訓練を兼ねることができます。
4.普及啓発活動・広報紙の発行	<ul style="list-style-type: none">●広報紙の発行●防災講演会の開催●火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ	町内会会報などに防災記事を掲載する方法もあります。

4.組織の主な活動内容

(2) 災害時の活動

項目	具体的な活動内容
1.情報収集・伝達活動	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報・救援情報の収集と伝達 ●防災機関との連絡
2.初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ●消火器などによる消火活動
3.避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> ●住民を避難所へ誘導 ●住民の安否確認 
4.救出救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ●負傷者の救出救護 ●医療機関への連絡 ●介助が必要な人への手助け
5.給食給水活動	<ul style="list-style-type: none"> ●食料、飲料水の調達と炊き出し ●救援物資の受領、分配



資料編

1 災害対策基本法(抜粋)

(市町村の責務)

- 第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係わる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び**住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第8条第2項において「自主防災組織」という。)**の充実を図り、**市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。**
- 3 消防機関、水防団その他の市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(住民等の責務)

- 第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
- 2 前項規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、**自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。**
(施設における防災上の配慮等)

第8条(省略)

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二(省略)

- 十三 **自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その国民の自発的な防災活動の促進に関する事項**

十四～十八(省略)

資料編

2 自主防災組織規約(例)—重複型の組織を例としたもの

〇〇町自主防災会規約
(名称)

第1条

この会は、〇〇町自主防災会(以下「本会」という。)と称する。
(事務所の所在地)

第2条

本会の事務所は、〇〇町内会長宅に置く。
(目的)

第3条

本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。
(事業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災活動の普及啓発
- (2) 地震等による被害を防ぐための活動
- (3) 地震等の発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 防災資機材等の整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項
(会員)

第5条

本会は、〇〇町内会に加入する世帯をもって構成する。
(役員)

第6条

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 若干名
- (4) 監事 1名

2 会長は町内会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。
(役員の仕事)

第7条

会長は本会を代表し、会務を主宰し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は防災各班の長として、班の運営にあたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。
(会議)

第8条

本会に総会及び役員会を置く。

2 総会及び役員会は会長が召集し、議長となる。

3 総会は全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 活動計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事

5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会への議案の提出
- (2) 総会の議決事項の実施
- (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと
(防災計画)

第9条

本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震などの発生時における本会の組織編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、防災資機材等の備蓄及び管理に関すること
- (5) その他必要な事項
(経費)

第10条

本会の運営に要する経費は、町内会会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条

この規約に定めのない事項については、会長が定める。

附則 この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。

資料編

3 自主防災組織防災計画(例)

〇〇町自主防災会防災計画

1.目的

この計画は〇〇町自主防災会(以下「本会」という。)の防災活動に必要な事項を定め、もって火災、地震、風水害等の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを 目的とする。

2.計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 情報の収集伝達に関すること
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること
- (6) 救出救護に関すること
- (7) 避難誘導に関すること
- (8) 給食給水に関すること
- (9) 防災資機材の備蓄及び管理に関すること

3.組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、本会に次の班を置く。

- (1) 本部
本会の運営、防災関係機関との連絡調整
- (2) 情報班
被害情報の収集と伝達
- (3) 消火班
初期消火活動
- (4) 避難誘導班
住民の避難場所への誘導と安否確認
- (5) 救出救護班
負傷者の救出救護
- (6) 給食給水班
食料、飲用水の調達と炊き出し、分配

4.防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 啓発事項
 - ア 本会及び防災計画に関すること
 - イ 災害の知識に関すること
 - ウ 避難経路、避難箇所に関すること
 - エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
 - オ その他防災に関すること
- (2) 普及啓発方法
 - ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示
 - イ 講演会、座談会等の開催
 - ウ パネル等の展示
- (3) 実施時期
防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間等、防災関係諸行事の行われる時期に合わせて実施する。

5.防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別
訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

- (2) 個別訓練
個別訓練は、次の訓練とする。
 - ア 情報の収集伝達訓練
 - イ 消火訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 救出救護訓練
 - オ 給食給水訓練
- (3) 総合訓練
総合訓練は、2つ以上の個別訓練を行うものとする。
- (4) 訓練実施計画
訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (5) 訓練の時期及び回数
 - ア 訓練は、原則として防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中又は町内会等の行事に合わせて実施する。
 - イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6.情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

- (1) 情報の収集伝達
情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集伝達の方法
情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、有線放送、電話、携帯無線機、伝令等による。

7.出火防止及び初期消火

- (1) 出火防止
防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中に地域住民に、次の事項に重点をおいて点検整備するよう呼びかける。
 - ア 火気使用設備、器具の点検整備及びその周辺の整理整頓
 - イ 石油類等の危険物品の保管状況
 - ウ 消火器等消火資機材の整備状況
 - エ その他建築物等の危険箇所の状況
- (2) 初期消火対策
地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火資機材を配備する。
 - ア 可搬式小型動力ホンプ
 - イ 消火器、水バケツ、消火砂等

8.救出救護

- (1) 救出救護活動
建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。
- (2) 防災関係機関への出動要請
救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関に出動を要請する。
- (3) 負傷者が発生した場合
直ちに応急救護所へ搬送し、防災関係機関、医療機関に連絡する。

9.避難誘導

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

- (1) 避難誘導の指示
市町村長の避難命令が出たとき、又は会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。
- (2) 避難誘導
避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市(町村)防災計画に定められた避難場所に誘導する。
- (3) 避難経路及び避難場所
 - ア 避難路
 - 〇〇通り、ただし〇〇通りが通行不能の場合は〇〇通り
 - イ 避難場所
 - 〇〇公園又は〇〇学校

10.給食給水

避難場所における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市(町村)から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市(町村)から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3) その他の救援物資の受領と分配

給食給水班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

11. 防災資機材

防災資機材の備蓄及び管理に関しては、計画的に行う。また、毎年6月第1日曜日を本会が保有する全資機材の点検日とする。

資料編

4 自主防災組織への助成制度

○コミュニティ防災資機材等整備事業（消防庁補助）

防災資機材等整備

- 補助対象者：市町村
- 補助基準額：3,000千円（1コミュニティあたり）
- 補助率：1/3

○コミュニティ助成事業（(財)自治総合センター：宝くじ受託事業収入が財源）

消防防災資機材の整備

- 助成対象者：自主防災組織及び婦人防火クラブ
- 助成額：新設の自主防災組織（30万円～200万円）
既設で過去に未助成の組織（30万円～150万円）
その他の自主防災組織（30万円～100万円）

※ 申請は1市町村にあたり、年2件以内。

参考例

- 情報連絡用：携帯用無線機、電池メガホン、腕章等
- 消火用：可搬式動力ポンプ、ホース、防火衣、ヘルメット等
- 水防用：救命ボート、ロープ、防水シート等
- 救出救護用：エンジンカッター、テント、救急箱、担架等
- 給食給水用：給水タンク、炊飯装置等

